

平成 24 年度 第 2 回  
理 事 会

平成 24 年 5 月 25 日 (金)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

## 平成24年度第2回理事会 議事録

- 1 開催日時 平成24年5月25日（金）  
午後5時55分から午後7時2分まで
- 2 開催場所 財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室  
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数  
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名  
理事6名  
理事長 長澤 博暁                      理事                      安達 高之  
理事                      大野 壽三枝                      理事                      安藤 真洋  
理事                      黒竹 光弘                      常務理事                      河中 款  
監事2名  
監事                      五十嵐 利光                      監事                      安田 大
- 5 定足数                      4名
- 6 欠席理事者数及び氏名  
理事0名  
監事0名
- 7 傍聴者                      0名
- 8 議決事項  
議案第5号 平成23年度事業報告について  
議案第6号 平成23年度決算報告について  
議案第7号 公益財団法人移行申請について  
議案第8号 公益財団法人移行後の定款（案）について
- 9 議長及び議事録署名人の選任  
寄附行為に基づき、理事長長澤博暁が議長席に着き開会、議長（理事長）から本日の出席者について、寄附行為第26条の規定による定足数を満たし

ているので、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本理事会の議事録署名人に安達理事、安藤理事の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

## 10 議事の経過及び結果

議案第5号 平成23年度事業報告について

議案第6号 平成23年度決算報告について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事からは意見はなく一括して審議することとした。

河中常務理事から、事業報告及び決算報告の概略について説明がなされた。

次に、期末監査について、安田監事から報告がなされた。一点目として、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致しており、法人の収支の状況と財産状態を正しく示していること、二点目として、河中常務理事から報告のあった事業報告書の内容は真実であると認められること、三点目として、理事の職務執行に関する不正の行為、又は法令、若しくは寄附行為に反する重大な事実はない旨の報告がなされた。

理事の質疑及び応答の要旨は、以下のとおり。

- 安達理事 16事業のうち、約半数が赤字です。これは繰越金があるから、トータルとしては何とかカバーできているけれども、今後、赤字を解消していくための手だてはどのようにお考えなのでしょうか。
- 中村総務課長 今回の決算の赤字額ですが、寄附金、事務所建物の敷金及び不特定なものを除くと、概ね3,300万円程の赤字になっております。平成22年度決算も同じように算定しますと、概ね4,500万円の赤字ですので、1,200万円ほど赤字の改善はしております。

今後は、人員定数及び業務等を見直し、収入増を目指すような形、それと支出を減ずるような形で努力しまして、平成26年度には赤字額を半減程度したいと考えております。公益法人に向かいますと、プラスにすることというのは逆に難しく、公益法人としてはまずいということですので、なるべく赤字を減らしていくような努力をしていきたいと考えております。

- 安藤理事 6ページの14番、デイサービスセンター事業の下から3行目に「緊急性や医療ニーズの高いケースを積極的に受け入れ」と書いてありますが、他の民間事業者の補充補完機能を果たしたという、このあたりの状況が、前年度と比べると、どのくらい進んだのか。それ

と同時に、こういうことは、やはり人が必要になりますので、その絡みも含めて、状況をお知らせいただきたい。

- 新谷デイサービスセンター次長 まず、緊急性の高いご利用者と医療ニーズの高いご利用者についての受け入れですが、昨年度は正職員の看護師を2名配置して、ベテランの看護職を配置しました。新しく胃ろうのご利用者や導尿やストマなどのご利用者を受け入れるように、ケアマネジャーさんへの通信などによってお知らせした結果、昨年と比べて、実績は増えています。医療ケアの実施回数は、平成22年度は122回、平成23年度は年間で622回に増えています。今、1人看護師が休職中ですが、3人の看護師を配置いたしましたので、今後も医療ケアと緊急性の高いご利用者については積極的に受け入れていくつもりです。

次に、市内のデイサービスの情報交換会などにつきましては、かねてから現場の職員の情報交換をしたいという声がどこの事業所からも上がっていたものですから、当センターが中心となり具体的に実施していました。昨年度は一步踏み込みまして、研修会を実施しました。送迎の事故が全国でも多くなっているということもあり職員研修を行ってほしいという声がありましたので、市内の民間デイサービス事業者の職員を呼んで、送迎研修会を行いました。

また、市内デイサービスが、今、二十一、二カ所できておりますがライバルというか、お客様の取り合いではなくて、そのような情報交換会や研修を実施して、全体の資質を向上していくための役割を私たちが担っていききたいというふうに考えてやっております。

- 大野理事 今の昨年との関連ですけれども、デイサービスで特に緊急性の高いとか、医療ニーズの高いケースを積極的に受け入れたというのは、民間の事業所ではやれないところを積極的にやっているという、そういうことですか。
- 新谷デイサービスセンター次長 まず、医療ニーズのある方のデイサービスの利用はもともとケアマネジャーからお話をいただくとともに、ほかの通所の事業所の方からのご紹介も多くございます。胃ろうや経管栄養などに関しては、そちらで対応してもらえないか、というふうに話もいただいたこともあります。
- 黒竹理事 今の問題に関係してですけれども、ざっと拝見すると、デイサービスセンターで、昨年度に比較して、収入面で約1,300万円、支出面で約600万円増加しているという傾向なのですが、これは先ほどご

説明がありましたように、それだけ積極的に活動を展開されているというのと、それに伴う人員配置でやったということだと思のですが、非常に積極的な形での活動というのは、これから先もぜひ進めていただいで、よりよい形で展開していただければと思います。

それと、1点質問ですけれども、入浴サービス、これが1日平均10名ということですが、10名は結構厳しくありませんか。

- 新谷デイサービスセンター次長 実際大変です。今、3つの浴槽で、ご利用者様の入浴の状態によって、分けてご利用いただいで、午前中に7、8名、午後に2、3名という形で行っております。ただ、登録が10名ですと、やっぱり2、3割の方はお休みされて、7、8名になってしまうので、14名まで登録を受けさせていただいで、実績として10名という形になっております。

今、3つの浴槽のうち1つが自立利用者用の浴槽です。重度の方が多くなっておりまして、今、自立用を使っている方が、55名ほど入浴されている方のうち、2、3人です。その時々ニーズ、利用者の状態にあわせて、これを改修しないと、入浴ニーズへの対応は難しくなっていると思います。また、スタッフの人員も柔軟に対応いたしまして、何とか1日平均10名程度入れられているというのが現状でございます。

- 黒竹理事 ご利用者さんのニーズにできるだけ沿って活動していただくということが一つと、法人全体としての収支改善という面からも、ぜひこれからも積極的な形で活動を継続していただければと思います。
- 大野理事 3ページの5の成年後見事業ですが、成年後見事業だけでこれだけの収入というのはすごいと思っているのですが、成年後見の内容は、後見人と保佐との関係はどのくらいなのか。それから、成年後見収入はどのくらいなのか。それから、成年後見を福祉公社が積極的に担われているというのは、自然発生的に増えていっているのか、何か努力をされているのかどうか。

- 荒井在宅サービス課長 平成23年度の新規成年後見の内訳は、後見人が8名、保佐人が2名、昨年度から後見監督人2名、今、実際に福祉公社の職員がついております。合計10名で、現在数は後見人が38名、保佐人が4名、補助人が1名、後見監督人が2名、合計で45名です。

それから、なぜ後見が増えているかと申しますと、昨年度も12名、今年度、平成23年度12名の後見、増えていますが、やはり独自の権利擁護事業をやっております、それからの移行の方がかなりいらっしゃるということですので。すぐに後見というわけにまいりませんで、武蔵

野市独自の権利擁護事業を経て、後見を受けるという方が増えているからでございます。

成年後見報酬は、決算報告書の21ページの上段にございます。1,595万8,000円が収入になっております。

- 大野理事　そうすると、家庭裁判所でどういうふうに報酬請求しているか分からないのですが、1年で1人当たり認めてもらっているんだと思うのですが、大体1カ月どのくらいの割合で認めてもらっていることになるのか。1カ月3万円ぐらい、1人36万円ぐらいとか、そういう感じですか。
- 荒井在宅サービス課長　その方によってかなり違いますので。
- 上田後見係長　後見報酬請求できない方も数名いらっしゃるのですが、ただ資産を沢山お持ちの方の後見人も行っている関係があったり、財産を処分するようなこともありまして、それで付加報酬もあったりということもあります。大体3、4万円だったと思います。昨年度も同じ1,600万円の成年後見報酬をいただいております。
- 高橋管理係長　資料の訂正について、3カ所ございます。決算報告書の事業番号6、23ページ。表頭、右側の詳細説明の欄の一番下になります「介護報酬（予防）請求件数247件」とございますが、事業報告書のほうと合致しておりませんでした。事業報告書に掲載してあります242件が正しい説明件数となります。「247」を「242」と訂正いただきたいと思います。  
続きまして、同じ資料のページ、31ページ。事業番号10のホームヘルパー養成等報酬事業の、詳細説明の欄の一番下にあります「終了者数24人」とあります。こちら「終了」の「終」の字が「修」という字に誤植の修正と、あと「24人」を「23人」といたしまして、事業報告書の数字と合致します。ここで訂正をお願いしたい。
- 荒井在宅サービス課長　先程の大野理事のご指摘のご返答をさせていただきます。成年後見報酬ですけれども、最高額の方が月当たり9万1,000円ぐらい、平均4万2,190円となっております。

他の理事から質疑、意見はなく、議案第5号及び議案第6号について一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第7号　公益財団法人移行申請について

中村総務課長から、公益財団法人移行申請について説明がなされた。説明の要旨は以下のとおり。

○中村総務課長 公益財団法人への移行については、以前より、平成25年4月1日移行に向けて取り組むことを申し上げておりましたが、この後の議案及び報告のとおり、公益移行申請に必要な最初の評議員の選定、定款案の作成が終わり、申請書類の準備も一定程度進んでいること、また事業内容について検討した結果、現在の事業を公益移行後も継続するとの考えに立ったため、平成25年4月1日の公益財団法人移行を目途に、平成24年度中に公益認定申請を行うことについてご決議いただきたく、上程するものでございます。なお、この議案は、5月23日の評議員会へ諮問し、承認を受けております。

理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

#### 議案第8号 公益財団法人移行後の定款（案）について

中村総務課長から、公益財団法人移行後の定款（案）について、資料修正と説明がなされた。修正と説明の要旨は以下のとおり。

○中村総務課長 2ページ、第4条の（3）、「総合相談」の後に「事業」をつけ加えていただきたい。（8）、最後が「介護業」となっておりますが、「介護事業」の誤りです。（9）、「成年後見事」となっておりますが、「成年後見事業」に訂正をお願いいたします。

また、9ページ、第33条の2項及び3項において、「前条何項何号」となっているところを「前条第何項第何号」という形で訂正をお願いいたします。

定款案につきましては、前議案の公益財団法人移行申請に伴い、公益法人移行後の定款を定めるもので、内閣府のモデル定款を元に作成し、東京都の公益法人担当の事前チェックをいただいたものです。公益法人移行登記日から有効となるものでございます。現寄附行為との違いですが、第3条の目的、第4条の事業は、現在実施していない低所得者のための市民シルバー助け合い事業を削除したほかは、現法人の事業を引き続き行うということから、変更しておりません。

大きく変わるところは、1つ目として、評議員会が法人の最高議決機関となり、第8条により、事業計画、収支予算等について、第

9条により、事業報告、貸借対照表等、決算についても評議員会の承認を必要とすること、第12条により、評議員の選任は評議員会が行うこと、第13条により、評議員の任期が概ね4年となること。

2つ目としまして、第16条により、理事、監事の選任を評議員会が行うこと、同16条により、定款の変更、財産の処分等について、評議員会の議決が必要なこと。

3つ目としまして、第23条により、理事長及び常務理事は、理事会の決議により決定すること。

4つ目としまして、役員のパ賠償責任について、第29条により、理事会の決議により一部免除すること及び外部役員との間で賠償責任を限定する契約を締結できること。

5つ目としまして、第12条2項、第23条3項から5項により、評議員、理事、監事の選任条件が明記されていることなどです。

その他は、定款案をごらんいただきたいと思います。なお、附則の3にある「この法人の最初の理事長は\_\_\_\_\_とする」と書いてありますが、このアンダーラインの欄は、公益法人移行時の理事長として、現行寄附行為により武蔵野市長が任命する者の名前を記載いたします。

また、公益法人移行後の最初の評議員は、後ほど報告いたしますが、この定款によらず、東京都の認可を受けた方法として、理事会の推薦を受け、選定委員会で選定された5名の方をお願いする予定でございます。公益法人移行時の監事については、現行寄附行為により、武蔵野市長の任命、理事についても、武蔵野市長が推薦し、理事長が任命した者となります。この議案は、5月23日の評議員会へ諮問し、承認を受けております。

説明については以上ですが、審議するに当たり、この定款案の「てにをは」等、細部の修正については、理事長に一任していただくこともあわせてご審議いただきますようお願いいたします。

○安達理事 第5条第2項、「基本財産は」とあるのですが、善管注意義務で管理しなければならないとあるのですが、「誰が」というのがないのです。ということは、第6条で、この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は理事長が行うと、これは明確にあるのですが、基本財産そのもの、これはだれが管理するのかというのが、必ずしもはっきりしないのですけれども、これはこれで良いのでしょうかね。

○中村総務課長 申しわけありません。モデル定款のとおり、その



まま記載しておりますので、問題はないかと思いますが、確かに不確かといいますか、記載がないということは、ご指摘のとおりだと思います。ここについては検討させていただいて、必要に応じて追加するという形でよろしいでしょうか。

○安達理事 はい結構です。議案第8号については、「てにをは」を含め、もし修正がある場合には、理事長一任という了解を得ておいたほうが良いと思う。

○長澤理事長 安達理事よりご提言がございましたが、そのような処理にさせていただくことで皆様、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○長澤理事長 それでは、修正部分については、理事長一任ということでご承認いただいたというふうにさせていただきます。

他の理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

## 11 報告事項等

報告事項 平成24年度第1回評議員選定委員会の結果について

中村総務課長から、平成24年度第1回評議員選定委員会の結果について報告がなされた。報告の要旨は次のとおり。

4月12日の理事会においてご推薦いただいた評議員候補5名について、4月16日に開催いたしました評議員選定委員会において、財団法人武蔵野市福祉公社における公益法人移行後の最初の評議員の選任の審議をした結果、別紙名簿のとおり、5名の方が選任されましたので、報告いたします。

なお、この方々は、法人移行登記日より評議員となられ、現行評議員は、その任を解かれることとなりますが、それまでの間は、現行評議員が現行寄附行為による権利義務を有することとなります。

以 上

本理事会の議決を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成24年 7月30日

議長（理事長）長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人 安 達 高 之 ⑩

議事録署名人 安 藤 真 洋 ⑩